

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	不活性ガス系液体窒素貯槽の点検において、真空槽の溶接部より窒素ガスの微少リークが認められたため、当該部を溶接補修	G III	
2	1号機	主低圧タービン（A）の浸透探傷検査において、回転動翼の連結ワイヤ銀ロー接続部に浸透指示模様が発見されたため、当該部を補修	G III	
3	1号機	主発電機固定子冷却系ポンプ出口圧力計及び圧カスイッチ用検出元弁の点検において、弁体の落込みが発見されたため、当該弁を交換	G III	
4	1号機	主低圧タービン（A）の浸透探傷検査において、下半内部車室の溶接線部に浸透指示模様が発見されたため、当該部を溶接補修	G III	
5	1号機	プロセス計算機設備用中央操作室内運転員操作卓のキースイッチに接点動作不良が発見されたため、当該スイッチを点検・修理	G III	
6	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）にチューブリークの可能性が発見されたため、当該熱交換器を点検・修理	G III	
7	2号機	保安検査官による定例パトロールにおいて、タービン建屋1階西側廊下に設置されている「工事中機材仮置表示札」に期限切れ及び品名・数量に誤記があるとの指摘を受けたため、当該表示札を更新及び対応検討（保安検査官気付き事項）	G II	
8	3号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器（A）が出口温度高を示す警報発生と共に、自動停止したため、当該排ガス乾燥器（A）を点検・修理	G III	
9	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）用チューブの渦流探傷検査において、交換推奨チューブ（2本）が発見されたため、当該チューブを交換	G III	
10	5号機	タービン建屋2階換気空調系冷却装置（B）の送風機（A）駆動用電動機の点検において、軸受部に摩耗が発見されたため、当該部を修理	G III	
11	5号機	タービン建屋2階換気空調系冷却装置（B）の送風機（B）駆動用電動機の点検において、軸受部に摩耗が発見されたため、当該部を修理	G III	
12	5号機	主変圧器防災設備の放水弁にシートリークが発見されたため、当該弁を点検・修理	G III	
13	5号機	原子炉建屋大物搬入口における搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（約4.3ベクレル/cm ² ）が発見されたため、当該物品を除染及び原因調査	G III	
14	集中環境施設	補助海水系ポンプ（C）の点検において、下部軸振れ値に管理値外れが発見されたため、当該ポンプを修理	G III	